

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	北海海域及びバルティック海海域における船舶からの窒素酸化物の放出規制強化(第十一条の七関係)
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省海事局海洋・環境政策課
評価実施時期	令和2年8月11日
規制の目的、内容及び必要性等	国際海事機関(IMO)において、バルティック海海域及び北海海域について、船舶からの窒素酸化物の放出により局所的に環境及び人体への大きな悪影響が生じているとして、ベルギー、デンマーク等の当該海域の沿岸諸国からの提案及びその後の審議を踏まえ、これら海域を一般海域より厳しい放出基準が課される規制海域に追加し、「北米海域及び米国カリブ海海域」と同等の放出基準(3次規制)を適用する旨のマルポール条約改正が採択された。当該条約改正は、2021年1月1日から施行の予定である。 これを踏まえ、我が国においても、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)において、バルティック海海域及び北海海域についても、北米海域及び米国カリブ海海域と同等の放出基準(3次規制)を適用するための所要の改正を行うものである。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	今般の措置による追加遵守費用は軽微と考えられる。
(行政費用)	今般の措置による追加の費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	今般の措置により、日本船舶によるバルティック海海域及び北海海域沿岸における国際条約の遵守が担保され、当該海域における人体及び環境への悪影響を抑制し、環境保全に寄与することが可能となる。また、当該海域沿岸において、日本船舶が入港停止等の処分を科されることなく円滑に運航を実施することが可能となり、もって我が国の貿易及び物流の継続が確保されるという効果が発生する。
副次的な影響と波及的な費用の把握	今般の措置により、船舶による大気汚染防止に貢献し、我が国周辺海域に限らず、地球規模による大気環境の保全が達成される。
費用と効果(便益)の関係	今般の措置による遵守費用は軽微である。また、追加的な行政費用は発生しない。 他方、今般の措置により、日本船舶によるバルティック海海域及び北海海域沿岸における国際条約の遵守が担保され、当該海域における人体及び環境への悪影響を抑制し、環境保全に寄与することが可能となる。また、当該海域沿岸において、日本船舶が入港停止等の処分を科されることなく円滑に運航を実施することが可能となり、もって我が国の貿易及び物流の継続が確保されるという効果(便益)が発生する。 以上より、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。
代替案との比較	代替案として、今般のマルポール条約に基づくバルティック海海域及び北海海域の放出基準の強化を法令で措置せず、関係事業者等へ文書等により周知することが考えられるが、代替案は規制案よりも効果が限定的であることに加え、条約締結国の義務を担保できず、我が国の貿易及び物流の確保に支障が生じるおそれがあるため、規制案を採用することが妥当である。
その他関連事項	本政令案は、マルポール条約関連法であり、国際海事機関(IMO)における条約改正案作成段階時においても、関係業界団体を含む我が国全体の意見を踏まえて対応してきた。 また、条約改正後も外部有識者や関係団体等と連携して国内法制化のための検討を行い、有識者、関係者の意見も十分に踏まえた上で本政令案の検討を実施している。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年後(令和8年)に事後評価を実施する。
備考	